

2009年12月16日

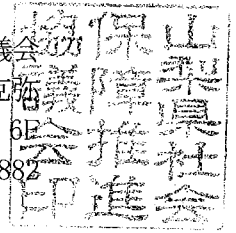
山梨県知事 横内正明 様

山梨県社会保障推進協議会

会長 三浦克弥

甲府市丸の内 2-9-28 6F

TEL/FAX 055(222)5882



県民のいのちと健康を守る緊急対策を求める要請書

山梨県民の福祉向上のために尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、社会保障制度の改善と生活向上を求める運動をすすめる組織です。医療、福祉、女性、商工など各分野の団体や労働組合が参加しています。

6月15日には、社会保障の充実を求める11分野32項目の要請書を提出させていただきました。その後の急速な雇用情勢の悪化や県民生活の困窮などを踏まえ、県民のいのちと健康をまもるため、以下の項目について早急に実施していただきたく、要請いたします。

要請項目

1. 国民健康保険について

- 1) 経済的な理由によって保険料(保険税)を払えない被保険者には正規の保険証を発行するよう、市町村を指導してください。
- 2) 短期保険証を窓口保管する措置(留め置き)をせず、被保険者に保険証を届けるよう、市町村を指導してください。
- 3) 保険証の届いていない世帯の数や、保険証の届いていない人の数、保険証が届いていない高校生以下の子ども数を調査し、市町村ごとの数字を明らかにしてください。

2. 後期高齢者医療制度について

- 1) 短期保険証を留め置きせず、被保険者に届けるよう、市町村を指導してください。
- 2) 経済的な困難によって保険料を払えない人に短期保険証や資格証明書を発行しないよう、市町村や広域連合を指導してください。
- 3) 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書を、政府へあげてください。

3. 生活保護について

- 1) 申請の意志のある人には必ず申請書を渡し、親身な援助をするよう、実施機関を指導してください。
- 2) 生活保護法に定められたとおり、申請から14日以内に(申請者の実状によってはさらに迅速に)保護を決定するよう、実施機関を指導してください。

4. 失業者、困窮者への緊急支援について

- 1) 失業者や困窮者からの相談に総合的に対応し、必要な支援(失業給付の手続きや求職活動、各種セーフティネットの活用、生活保護申請、住居の確保、医療相談、精神的なケアなど)をする体制を確立してください。
- 2) 失業者や困窮者を野宿生活化させないため、旅館・空き社員寮等の借り上げによるホームレス緊急一時宿泊事業を実施してください。

以上

山梨県社会保障推進協議会からの要請に対する回答書

要 請 内 容	所 管 課	回 答
<p>1. 国民健康保険について</p> <p>1) 経済的な理由によってもって保険料（保険税）を払えない被保険者には、正規の保険証を発行するよう、市町村を指導してください。</p> <p>2) 短期保険証を窓口に保管する措置（留め置き）をせず、被保険者に保険証を届けるよう、市町村を指導してください。</p> <p>3) 保険証の届いていない世帯の数や、保険証の届いていない人の数、保険証が届いていない高校生以下の子供の数を調査し、市町村ごとの数字を明らかにしてください。</p>	<p>国保援護課</p>	<p>1) 資格証明書や短期保険証は、滞納者に一律機械的に対応することなく、交付理由の周知とともに、個々のケースに対応し、その実情を適正に把握して運用するよう、助言いたします。また、その際には、納付相談の奨励に加え、生活環境の問題も努めるなどして、福祉・介護等関係部局と連携を図っていくよう助言しております。</p> <p>2) 短期被保険者証については、滞納世帯との接触の機会を確保し、納税相談等の窓口等において手交することや厚生労働省から示されています。市町村の方々も、市町村窓口との接触を拒むことなどなお、被保険者（税）を納めようと伝えている場合、その旨をきちんと言います。市町村の方々も、市町村窓口との接触を拒むことなどなお、被保険者（税）を納めようと伝えている場合、その旨をきちんと言います。</p> <p>3) 資格証明書や短期被保険者証の交付世帯数や、その世帯に属する高校生以下の世帯数については、本年11月に厚生労働省が調査したところですが、その結果については、同省公表までの慎重に取り扱って、対応したいと考えております。なお、中見生以下の子どもの短期被保険者証が届いていない世帯も散見されますが、これは、配達証明郵便等の場合、本人が不在であるため未達とされているものと推定されます。</p>

要 請 内 容	所 管 課	回 答
<p>2. 後期高齢者医療制度について</p> <p>1) 短期保険証を留め置きせず、被保険者に届けるよう、市町村を指導してください。</p> <p>2) 経済的な困難によって保険料を払えない人に短期保険証や資格証明書を発行しないよう、市町村を指導してください。</p> <p>3) 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書を、政府へあげてください。</p>	<p>国保課 国保課</p>	<p>1) 短期被保険者証については、被保険者と接触し、納付相談等の機会を増やすものであり、その引き渡すことが厚生労働省から示されていますので、当該通知の趣旨を踏まえ、適切に対応するよう、各市町村に通知しております。</p> <p>2) 資格証明書については、事業の廃止や休止、失業等により、収入が著しく減少し、保険料を納付することができない場合に、収入や生活の状況等を把握した上で、その交付を行わないことが厚生労働省から示されています。一方、短期被保険者証については、保険料を滞納している被保険者との接触機会を増やし、収納対策を行うため、繰り返し返すことが同省から示されていますので、それぞれ趣旨を踏まえ、適切に対応するよう、各市町村に通知しております。なお、現在、失業者の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料を、失業から概ね2年間、給与所得を30%に圧縮して算定する「非自発的失業者に対する医療保険料の軽減措置」が、これにより、制度改正がなされた場合は、適切に対応するよう、各市町村に周知して参ります。</p> <p>3) 後期高齢者医療制度については、廃止に向けて新たな制度の検討を進めていく旨の鳩山首相の所信表明演説を受け、過日、厚生労働省に設置された高齢者医療制度改革会議において審議が始まりました。市町村等からは、性に廃止すること、現場に大きな混乱をもたらすので、十分な時間をかけ検討することなど、国の要望が厚生労働省に対してなされています。今後とも、国の状況を注視し、適切に対応して参ります。</p>

要 請 内 容	所 管 課	回 答
<p>3. 生活保護について</p> <p>1) 申請の意思のある人には必ず申請書を渡し、親身な援助をするよう、実施機関を指導してください。</p> <p>2) 生活保護法に定められたとおり、申請から14日以内に（申請者の実状によってはさらに迅速に）保護を決定するよう、実施機関を指導してください。</p>	<p>児童家庭課</p> <p>児童家庭課</p>	<p>1) 相談者の状況や相談内容を十分聞く中で、資産や他法・他施策の活用等に関する助言、生活保護制度の説明などを行い、申請の意志が確認された場合は、速やかに申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うよう福祉事務所を指導しております。</p> <p>2) 生活保護の決定にあたっては、必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努めるよう福祉事務所を指導しております。</p>
<p>4. 失業者、困窮者への緊急支援について</p> <p>1) 失業者や困窮者からの相談に総合的に対応し、必要な支援（失業給付の手続きや求職活動、各種セミナー、ネットの活用、生活保護申請、住居の確保、医療相談、精神的ケアなど）を確立してください。</p> <p>2) 失業者や困窮者を野宿生活化させないため、旅館・空き社員寮等の借り上げによるホームレス緊急一時宿泊事業を実施してください。</p>	<p>福祉保健総務課</p> <p>福祉保健総務課</p>	<p>1) 失業者や困窮者からの相談に対しては、ハローワークや県保健福祉事務所、市町村、社会福祉協議会などが連携して対応しております。</p> <p>なお、年末における対応につきましては、現在検討しております。</p> <p>2) 県としては、住宅手当の支給や生活福祉資金の貸付け、生活保護の適用などにより、住居の確保を支援していくこととしております。</p>